

第2回  
介護事業運営の適正化に関する  
有識者会議  
【ヒアリング資料】

日本介護支援専門員協会

2007. 8. 24

# 日本介護支援専門員協会の概要

平成17年11月3日設立  
介護支援専門員が個人で入会する職能団体

- 都道府県支部  
43支部  
支部未設置県(新潟、岡山、愛媛、宮崎)は、  
今年度中に支部設置予定。
- 会員数 約40,000人(47都道府県)

(2007年7月末現在)

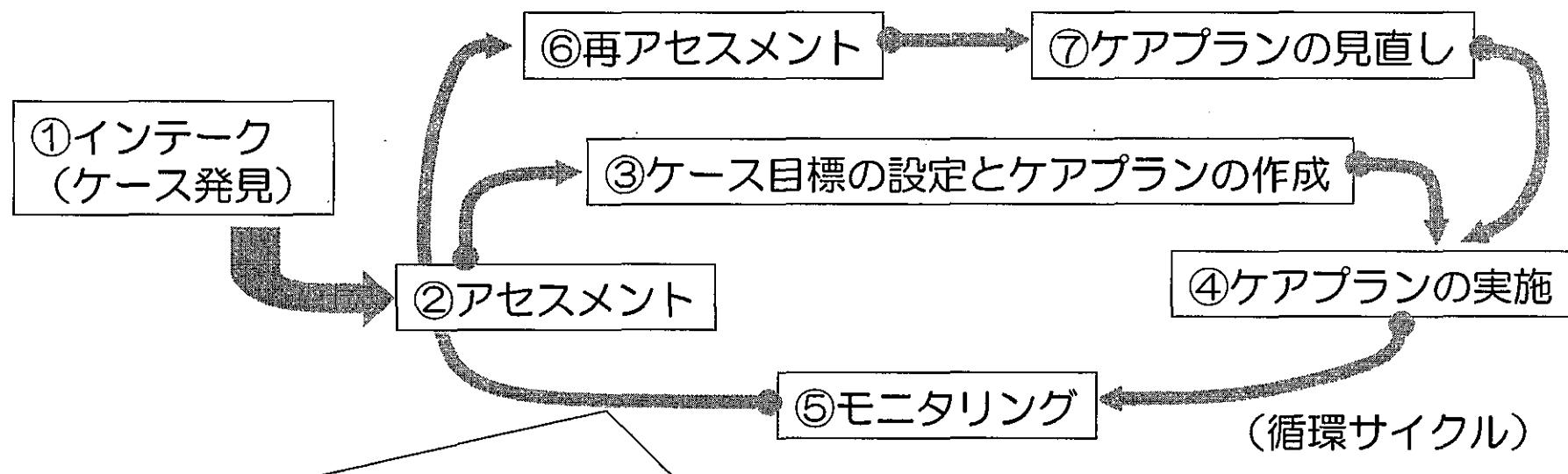
法令遵守徹底のためには・・・

ケアマネジメントの徹底が必要

ケアマネジメントのプロセスを踏んでいれば  
不正は起こらない仕組みになっている

# ケアマネジメントのプロセス

様々な専門領域を超えた生活課題を総合的に把握し、課題解決に向けて具体的達成目標を定め、計画的にチームでアプローチする方法

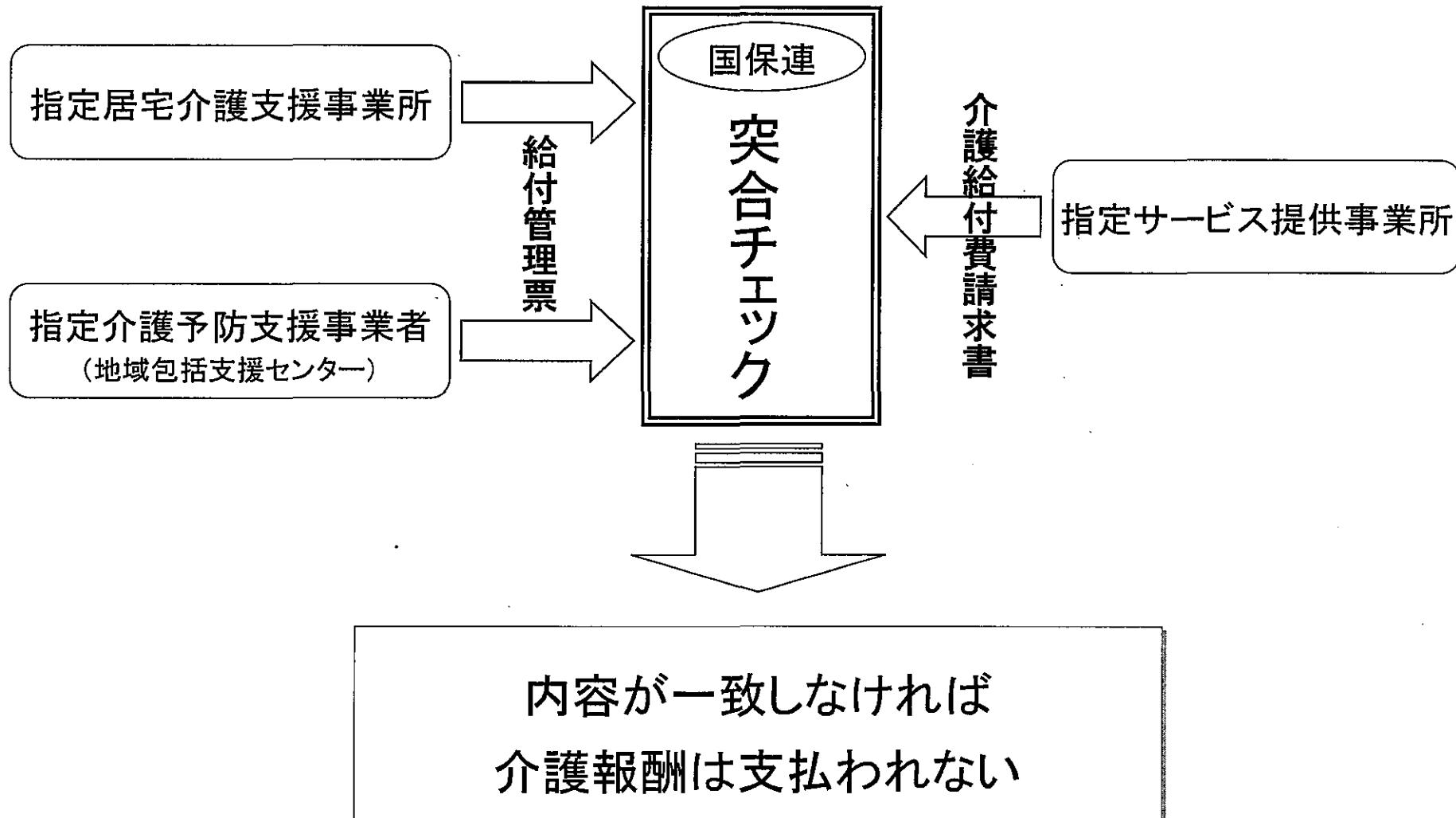


サービス担当者会議等を通じ、医師等を含めた多職種が関わることにより、プロセスが充実し、サービスにおける公平性が担保される。

給付においてのセーフティネット

ケアマネジメントの充実による倫理的行動力の確立

# 介護保険のレセプト突合



# 医療保険と介護保険の指導・監査（概要）

医療保険

## 指導

### ・集団指導

学識経験者【職能団体の都道府県組織  
(都道府県医師会等)】が立会い

### ・集団的個別指導

### ・個別指導

都道府県個別指導

共同指導

特定共同指導

学識経験者【職能団体の本部組織  
(日本医師会等)】が立会い

## 監査

学識経験者【職能団体の都道府県組織又は本部組織】が立会い

介護保険

## 指導

### ・集団指導

### ・実地指導

運営指導

報酬請求指導

職能団体の  
立会いは  
行われていない

## 監査

# 指導・監査についての提案

- 都道府県における指導・監査の担当者は介護支援専門員であるべき。
- 指定居宅介護支援事業所の指導・監査に関しては、職能団体役員が立会う。

ただし、指導全件への立会いは現実的には難しいと考えられるので、

  - ①監査に至った事業所
  - ②広域的な事業者の指導・監査  
(2県以上にまたがる事業展開をしている事業者を広域的と判断)

に対して実施する。
- 広域的な事業者についての指導・監査担当者は、当該都道府県に加え、必要に応じて厚生労働省又は地方厚生局が直接実施する。
- 現任の介護支援専門員に、集団指導への年1回出席を義務付ける。
- 国民への「介護サービス情報の公表制度」の周知徹底。
  - チェック項目は運営基準に準じている
  - 利用者・家族が厳しい目で監視する一方、これを自己点検することによっておのずと質の向上につながる

## 職能団体役員が立会いをするねらい

指導・監査の立会いをした職能団体都道府県組織  
(都道府県介護支援専門員協会・協議会)の役員は、  
指導内容を当該都道府県内の介護支援専門員に  
迅速に的確に伝える。

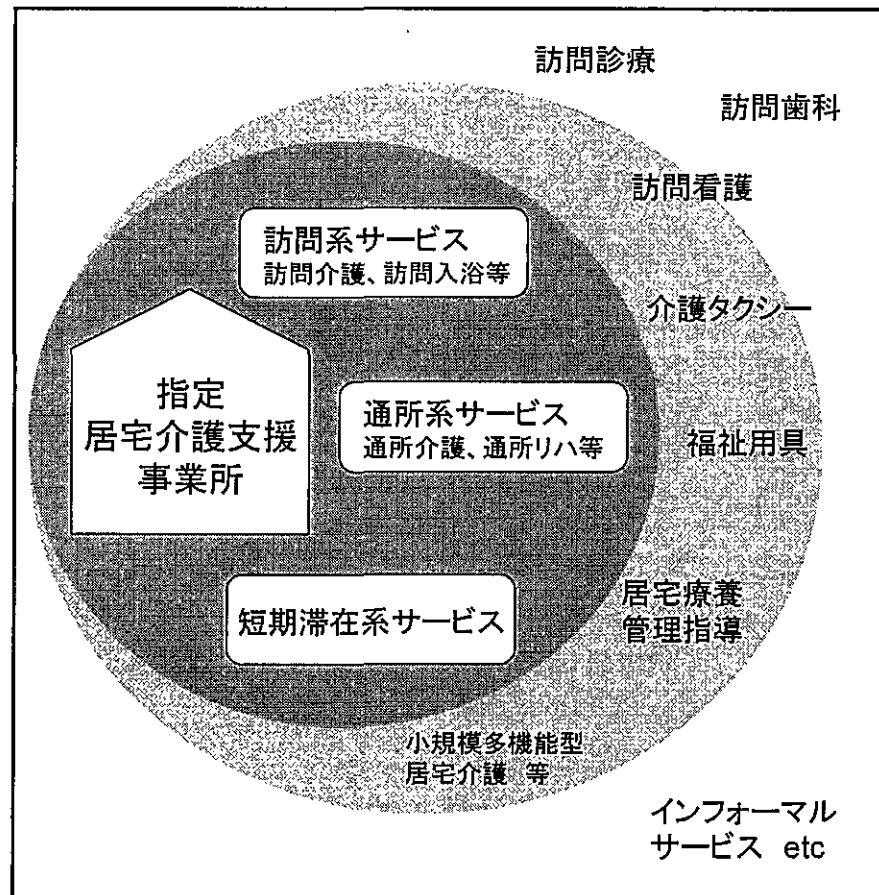
これにより、質の向上と法令遵守が進む。

# 指定居宅介護支援事業所の設置状態について（イメージ）

## ～構造的併設型、独立型2つのケースで考える～

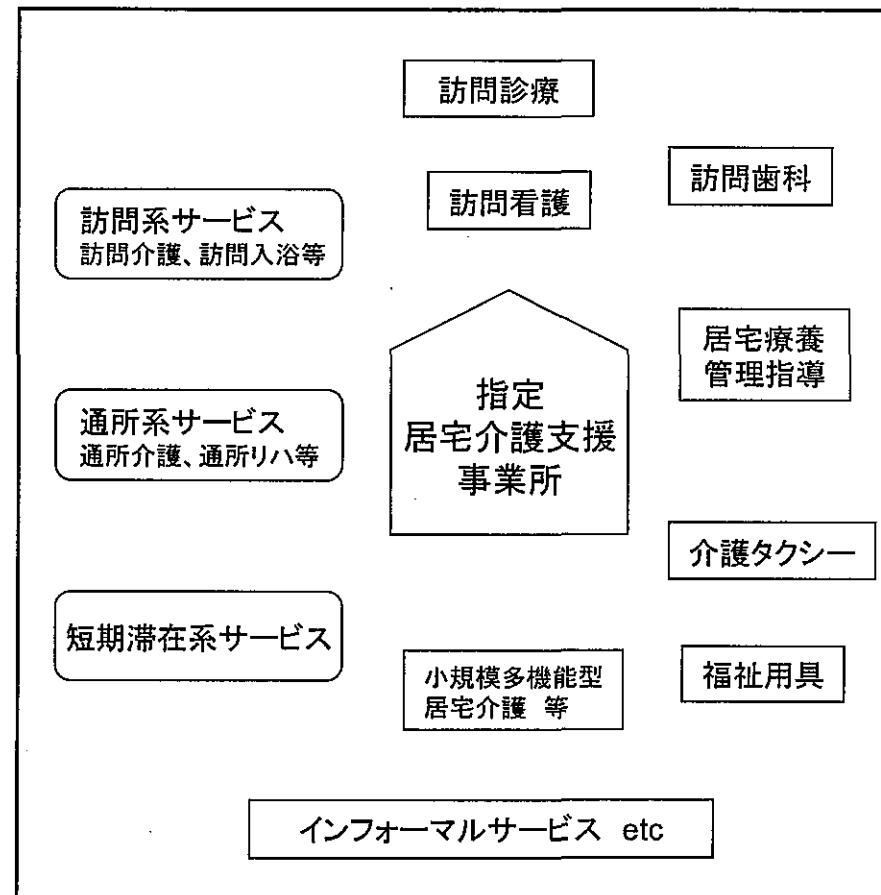
### 【ケースA】

同一法人内のサービスを利用



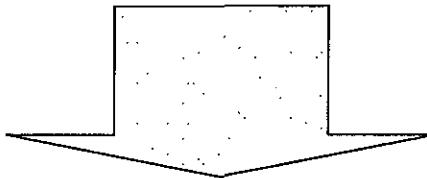
### 【ケースB】

独立型で法人外のサービス提供事業所を利用



## 構造的併設型、独立型2つのケースに共通すること

- ・どちらも高い倫理観を持つことは第一義。
- ・しかし、「不正を起こす」「不正が起こる」背景には努力をしても自立できない事業所の経営実態もある。
- ・質の向上とともに事業所経営の収支バランスも保つ必要がある。



指定居宅介護支援事業所の公平中立な運営をするためには  
機能的、経済的独立が必要である。

## 法令遵守徹底のためには教育（研修）が不可欠

- 納付管理業務を担う唯一の専門職として  
介護支援専門員の責任は重大。
- 介護支援専門員が法令・制度を充分理解し、  
ケアマネジメントのプロセスを踏まえることが  
不正防止につながる。
- サービスの実態については利用者に直接聞くなど、  
プロセスの一環であるモニタリングや納付管理等、  
当然行うべき業務を再度確認。
- 今後も研修プログラムの充実を図る。

## 法令遵守徹底のために当会が行った措置

- ・ 本年3月25日に「介護支援専門員倫理綱領」を採択。
- ・ 5月9日に「介護保険担当者全国会議」を開催し、守るべき法令・制度、倫理性について再度徹底。
- ・ 集団指導への協力と出席者が講師となり都道府県支部において伝達研修を実施。実施状況については本部への報告を求めている。

## 事業廃止時における利用者への サービス確保のために必要な措置

- ・ 事業廃止時における利用者保護については、市町村責任において速やかに対処するべき。
- ・ 地域の介護支援専門員のネットワークにゆだねていただきたい。